

東京福祉バス株式会社
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性の割合を2026年3月末までに30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2023年4月～ 女性の事務員、管理職候補者を新卒、既卒者採用を含め中途採用等により女性比率を引き上げる。
- 2023年4月～ 管理職（課長級以上）を対象に、人事評価基準に対する認識を揃えるため、ダイバーシティマネジメントや公正な人事評価に関する研修を実施する。
- 2023年4月～ 現在の管理事務職への登用について、現場職員等の社内人材の活用を実施する。
- 2023年4月～ 人事評価について、女性にとって不利な昇進基準になっていないか、男女公正な評価基準になっていないかを精査し、必要に応じて新しい評価基準を検討する。
- 2024年4月～ 新しい評価基準について試行開始する。
- 2025年4月～ 新しい評価基準に基づく評価を実施する。

目標 2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

管理職の有給休暇取得率を80%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2023年4月～ 職場と家庭の両方において有給休暇取得を奨励するトップメッセージの発信。
- 2023年4月～ 管理職・現場職員を対象としたアンケートの実施。
- 2023年4月～ 収集した結果をもとに、効率的な休暇取得化の施策の検討・実施する。
- 2024年4月～ 取得率を公表し、是正処置が必要であれば実施する。
- 2025年4月～ 取得率を公表し、是正処置が必要であれば実施する。